

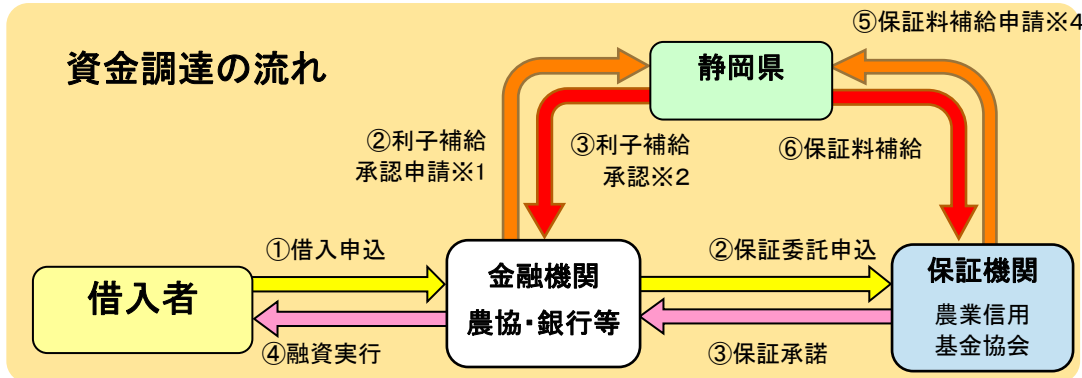
豚熱(CSF)の発生に備えた 経済対策の御案内

静岡県では、万が一の豚熱発生に備え、養豚農家への支援策を用意しています。

豚熱緊急対策資金

家畜伝染病予防法(以下「法」という。)に基づく防疫措置の実施による国手当金等の交付までのつなぎ資金を

無利子・^{※1}保証料なし で借入ができます。



※1 原則として、静岡県農業信用基金協会の債務保証を付してください。
 ※2～4は各機関が県に直接申請しますので、借入者の手続は不要です。

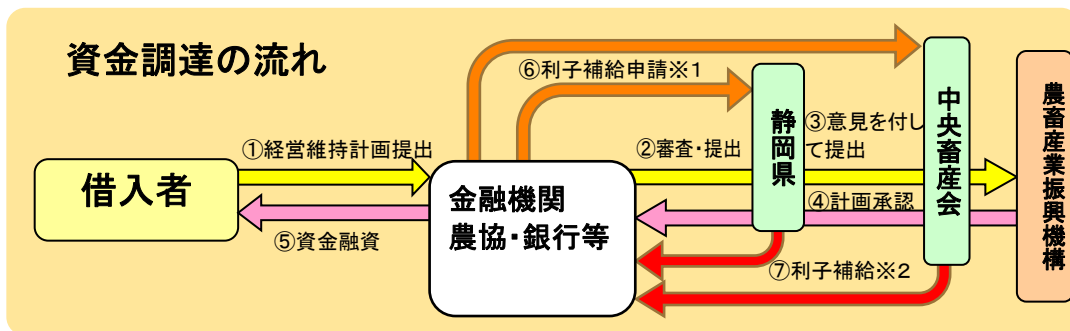
豚熱緊急対策資金を利用できる方

静岡県内において、豚熱の発生に伴い所有する家畜の殺処分等を実施し、家畜伝染病予防法第58条に規定する手当金又は同法第60条第2項に規定する補助金を受給する見込みの方。



家畜疾病経営維持資金利子補給

豚熱の発生に伴い、経済的に影響を受けた養豚業者が経営の再開・継続及び維持のため「家畜疾病経営維持資金」を、県から融資機関への利子補給により、低利で借入ができます。



※1～2は各機関が県に直接申請しますので、借入者の手続は不要です。

家畜疾病経営維持資金利子補給を利用できる方

豚熱の発生により飼養豚の移動・搬出制限等により経営継続が困難となった方
 飼養豚の処分により経営停止等の深刻な影響を受けた方
 豚肉価格の低下、出荷減少等により経営維持が困難となり、一定の要件を満たす方



お問い合わせ先

- 静岡県信用農業協同組合連合会農業部…………… TEL 054-284-9657-9528
- 静岡県内の農業協同組合及び取扱金融機関
- 静岡県農業信用基金協会…………… TEL 054-284-9872
- 静岡県経済産業部農業ビジネス課農業金融班…… TEL 054-221-2629

豚熱緊急対策資金の概要

対象者	豚熱発生農家、移動・搬出制限対象者 ※ただし、国からの手当金等の交付を受けることができる方
融資限度額	国からの手当金等見込み額を参考に県が認める額
貸付利率	無利子(県が全額利子補給)
償還期間	1年以内(ただし、手当金等の交付までの一定期間内)
資金使途	運転資金等 (例)飼料費、家畜導入費、家畜経営に要する器具及び消耗品等購入費、雇用労賃、その他畜産経営の再開、継続又は維持に必要な経費
返済方法	一括返済(手当金等交付時に一括繰上償還)
信用保証	原則として、静岡県農業信用基金協会の信用保証
保証料率	0%(県が全額保証料補給)
担保・保証人	不要
取扱金融機関	静岡県内の農業協同組合及び取扱金融機関等

家畜疾病経営維持資金の概要

資金種類	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
対象者	家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難となった者	家畜伝染病等の発生により深刻な経済的影響を受けた者
融資限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	肥育豚 13千円/頭 繁殖豚 26千円/頭	
貸付利率	無利子		融資機関にお問い合わせください
償還期間	7年以内(うち据置3年以内) 元金均等		
資金使途	家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費(既往負債の借換えを除く)		
信用保証	静岡県農業信用基金協会の信用保証の活用等		
保証料率	0.395% (静岡県農業信用基金協会の信用保証を活用する場合)		
取扱金融機関	静岡県内の農業協同組合及び取扱金融機関等		



留意事項

- ・借入に当たっては、取扱金融機関及び静岡県農業信用基金協会による審査があります。
- ・審査の結果により、御希望に添えない場合があります。
- ・詳細な融資条件等については、最寄の取扱金融機関に御相談ください。